

安全に関する留意点について

鳥取労働局 労働基準部 健康安全課

地方産業安全専門官 半田 謙一

令和8年度講習会「建設業法と安全管理」

安全管理に関する留意点

令和8年6月16日・17日

一般社団法人鳥取県土木施行管理技師会

鳥取労働局 労働基準部 健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

本日のご説明内容

1. 鳥取県内の労働災害発生状況について
2. 労働安全衛生法の改正について
 - ・ 個人事業者等の安全衛生対策の推進
 - ・ 高年齢労働者の労働災害防止の推進
 - ・ 機械等による労働災害防止の促進等
3. 足場からの墜落・転落防止対策について
4. 全国安全週間について

1.鳥取県内の労働災害発生状況について

1.鳥取県内の労働災害発生状況について

令和7年（速報値）の労働災害発生状況

（鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く）

令和7年労働災害発生状況（速報（コロナ除く。））

令和7年1月～12月発生状況（令和8年3月末速報） 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和7年 死傷者数	令和6年 死傷者数	増減数	増減率 (%)
全産業	(7) 585	(3) 514	71	13.8	(1) 178	(2) 167	11	6.6	(4) 304	(1) 250	54	21.6	(2) 103	97	6	6.2
製造業	118	101	17	16.8	35	35	0	0.0	64	54	10	18.5	19	12	7	58.3
木材・木製品・家具装飾品製造業	8	5	3	60.0	1	2	-1	-50.0	6	3	3	100.0	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	16	17	-1	-5.9	5	9	-4	-44.4	6	5	1	20.0	5	3	2	66.7
食品製造業	48	42	6	14.3	10	7	3	42.9	32	31	1	3.2	6	4	2	50.0
上記以外の製造業	35	32	3	9.4	13	15	-2	-13.3	16	13	3	23.1	6	4	2	50.0
建設業	(2) 60	(1) 86	-26	-30.2	18	43	-25	-58.1	(2) 31	(1) 30	1	3.3	11	13	-2	-15.4
土木工事業	(1) 22	(1) 30	-8	-26.7	7	10	-3	-30.0	(1) 13	(1) 13	0	0.0	2	7	-5	-71.4
建築工事業	17	40	-23	-57.5	4	25	-21	-84.0	8	12	-4	-33.3	5	3	2	66.7
木造家屋建築工事業	4	16	-12	-75.0	2	11	-9	-81.8	1	4	-3	-75.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業	13	24	-11	-45.8	2	14	-12	-85.7	7	8	-1	-12.5	4	2	2	100.0
その他の建設業	(1) 21	16	5	31.3	7	8	-1	-12.5	(1) 10	5	5	100.0	4	3	1	33.3
運輸交通業	73	(2) 51	22	43.1	25	(2) 14	11	78.6	43	28	15	53.6	5	9	-4	-44.4
道路貨物運送業	65	(2) 48	17	35.4	21	(2) 13	8	61.5	41	27	14	51.9	3	8	-5	-62.5
その他の運輸交通業	8	3	5	166.7	4	1	3	300.0	2	1	1	100.0	2	1	1	100.0
林業	11	13	-2	-15.4	5	6	-1	-16.7	6	5	1	20.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(5) 323	263	60	22.8	(1) 95	69	26	37.7	(2) 160	133	27	20.3	(2) 68	61	7	11.5
卸・小売業	(1) 87	72	15	20.8	29	24	5	20.8	44	34	10	29.4	(1) 14	14	0	0.0
飲食店	21	16	5	31.3	5	4	1	25.0	12	10	2	20.0	4	2	2	100.0
清掃業・ビルメンテナンス業	22	21	1	4.8	8	4	4	100.0	7	10	-3	-30.0	7	7	0	0.0
旅館・ホテル業	(1) 14	12	2	16.7	1	2	-1	-50.0	8	6	2	33.3	(1) 5	4	1	25.0
保健衛生業	103	71	32	45.1	32	18	14	77.8	50	32	18	56.3	21	21	0	0.0
通信業・金融業等	7	8	-1	-12.5	3	3	0	0.0	1	5	-4	-80.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(3) 69	63	6	9.5	(1) 17	14	3	21.4	(2) 38	36	2	5.6	14	13	1	7.7

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。



1.鳥取県内の労働災害発生状況について

令和7年（速報値）の死亡災害発生状況

（鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く）

令和7年死亡災害発生状況（速報）

令和8年3月速報値 鳥取労働局

番号	業種	発生月 発生時間帯	事故の型 起因物	災害の概要
1	建設業	3月 15時～16時	火災 引火性の物	重油輸送用配管を切断し、切断面にステンレス製のふたをアーク溶接で溶接していたところ出火し、やけどを負ったもの。
2	警備業	5月 19時～20時	交通事故(道路) 乗用車	夜間工事のため、道路を通行止めしようとして、道路路肩付近で規制看板を設置していたところ、走行中の普通乗用車にはねられたもの。
3	商業	7月 5時～6時	はさまれ、巻き込まれ トラック	被災者は、新聞配達のため民家の敷地入り口にあるスロープにトラック(積載荷重850kg)を停車し、降車して新聞を配達していたところ、当該トラックがスロープにそって動き出し、被災者はトラック後部と民家の壁の間に挟まれて被災し、約2時間後に死亡した。
4	接客娯楽業	10月 5時～6時	墜落・転落 階段・棧橋	被災者は、事務所2階の更衣室で作業着に着替えをし、階段で1階へ降りる際に転落し、頭部を負傷し死亡した。
5	畜産業	11月 17時～18時	火災 その他の装置、設備	事業場で火災が発生し被災したもの。
6	畜産業	11月 17時～18時	火災 その他の装置、設備	事業場で火災が発生し被災したもの。
7	建設業	11月 11時～12時	墜落・転落 仮設物、建築物、構造物等	3階屋上で防水工事中約9.5メートルの高さから墜落したもの。

5

1.鳥取県内の労働災害発生状況について

令和8年（4月末速報値）の労働災害発生状況

（鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く）

令和8年労働災害発生状況（速報（コロナ除く。））

令和8年4月末現在 鳥取労働局

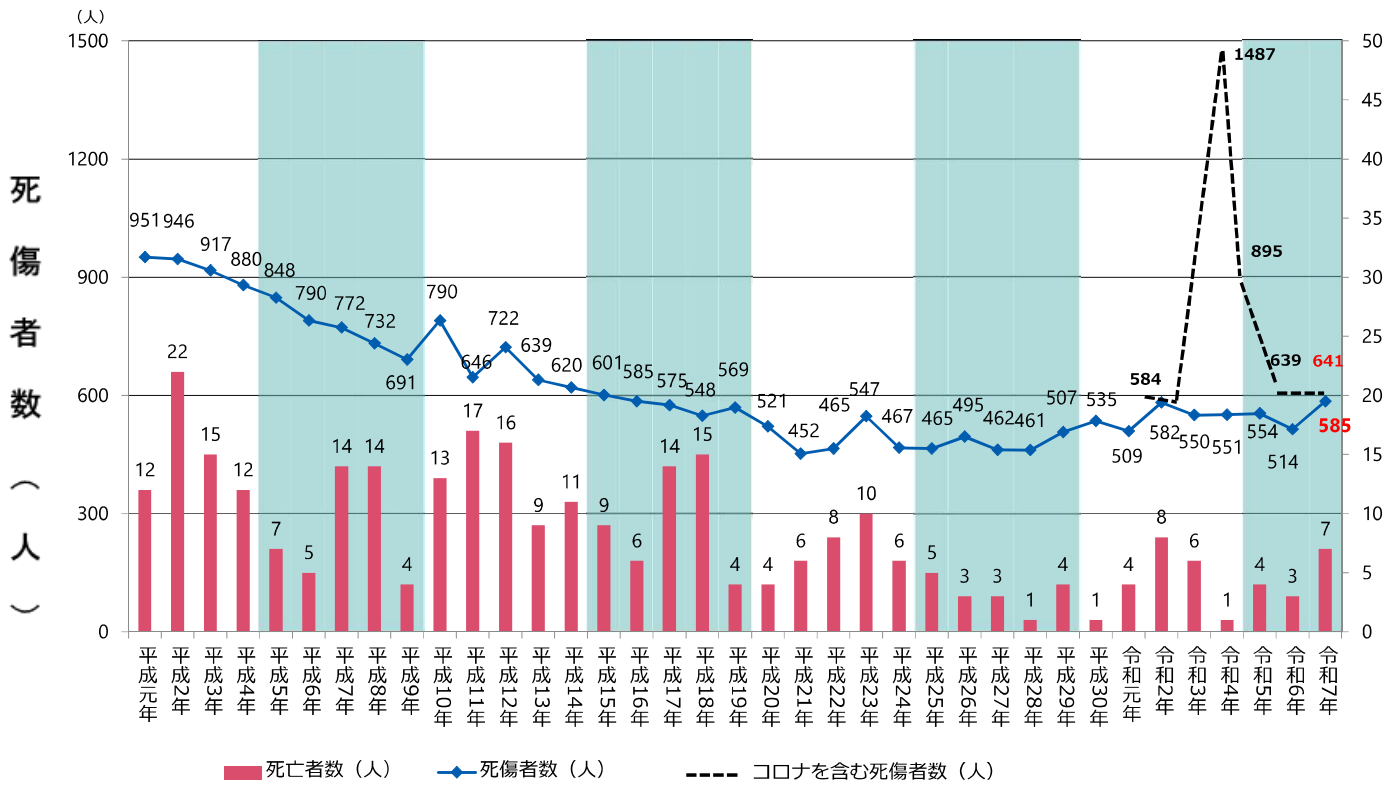
業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和8年 死傷者数	令和7年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和8年 死傷者数	令和7年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和8年 死傷者数	令和7年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	令和8年 死傷者数	令和7年 死傷者数	増減数	増減率 (%)
全産業	162	(1) 163	-1	-0.6	49	51	-2	-3.9	78	(1) 81	-3	-3.7	35	31	4	12.9
製造業	30	28	2	7.1	5	9	-4	-44.4	18	14	4	28.6	7	5	2	40.0
木材・木製品・家具装飾品製造業	3	3	0	0.0	0	0	0	0.0	2	3	-1	-33.3	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	5	4	1	25.0	2	2	0	0.0	2	1	1	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	3	5	-2	-40.0	2	1	1	100.0	1	2	-1	-50.0	0	2	-2	-100.0
食料品製造業	14	8	6	75.0	0	2	-2	-100.0	10	5	5	100.0	4	1	3	300.0
上記以外の製造業	5	8	-3	-37.5	1	4	-3	-75.0	3	3	0	0.0	1	1	0	0.0
建設業	17	(1) 20	-3	-15.0	6	5	1	20.0	7	(1) 10	-3	-30.0	4	5	-1	-20.0
土木工事業	5	6	-1	-16.7	2	2	0	0.0	1	3	-2	-66.7	2	1	1	100.0
建築工事業	6	9	-3	-33.3	4	2	2	100.0	0	4	-4	-100.0	2	3	-1	-33.3
木造家屋建築工事業	4	0	4	*	4	0	4	*	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
その他の建築工事業	2	9	-7	-77.8	0	2	-2	-100.0	0	4	-4	-100.0	2	3	-1	-33.3
その他の建設業	6	(1) 5	1	20.0	0	1	-1	-100.0	6	(1) 3	3	100.0	0	1	-1	-100.0
運輸交通業	18	24	-6	-25.0	7	9	-2	-22.2	9	12	-3	-25.0	2	3	-1	-33.3
道路貨物運送業	14	21	-7	-33.3	6	9	-3	-33.3	6	11	-5	-45.5	2	1	1	100.0
その他の運輸交通業	4	3	1	33.3	1	0	1	*	3	1	2	200.0	0	2	-2	-100.0
林業	4	4	0	0.0	2	2	0	0.0	2	2	0	0.0	0	0	0	0.0
その他の事業	93	87	6	6.9	29	26	3	11.5	42	43	-1	-2.3	22	18	4	22.2
卸・小売業	23	29	-6	-20.7	9	9	0	0.0	12	15	-3	-20.0	2	5	-3	-60.0
飲食店	4	1	3	300.0	0	1	-1	-100.0	3	0	3	*	1	0	1	*
清掃業・ビルメンテナンス業	9	6	3	50.0	4	3	1	33.3	5	2	3	150.0	0	1	-1	-100.0
旅館・ホテル業	2	3	-1	-33.3	0	0	0	0.0	0	3	-3	-100.0	2	0	2	*
保健衛生業	28	35	-7	-20.0	7	9	-2	-22.2	11	19	-8	-42.1	10	7	3	42.9
通信業・金融業等	3	1	2	200.0	2	0	2	*	1	0	1	*	0	1	-1	-100.0
上記以外のその他の事業	24	12	12	100.0	7	4	3	75.0	10	4	6	150.0	7	4	3	75.0

(注) ()内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

6

1.鳥取県内の労働災害発生状況について

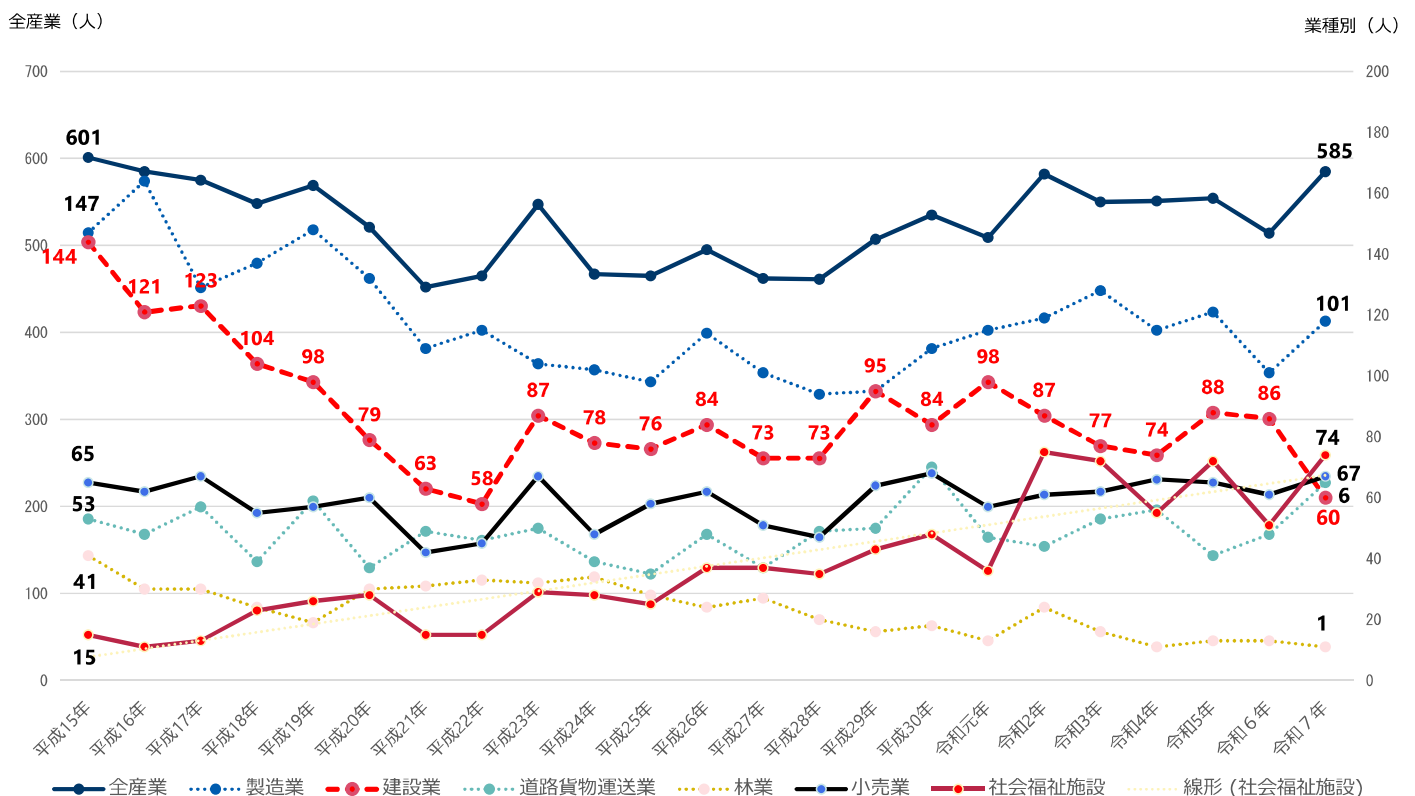
死亡者数、死傷者数の推移(鳥取県内 休業見込4日以上)



7

1.鳥取県内の労働災害発生状況について

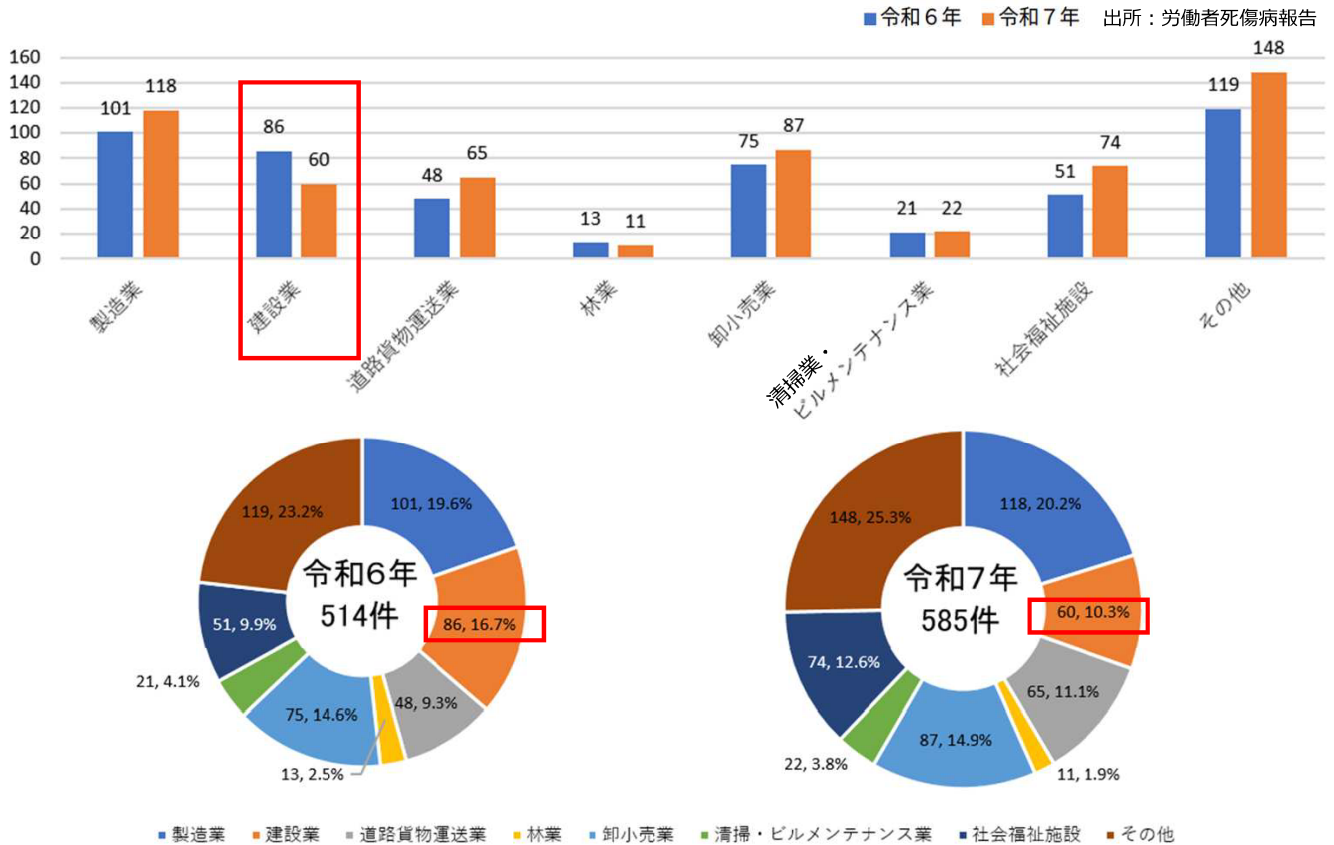
業種別 死傷者数の推移 (鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く)



出所：労働者死傷病報告 8

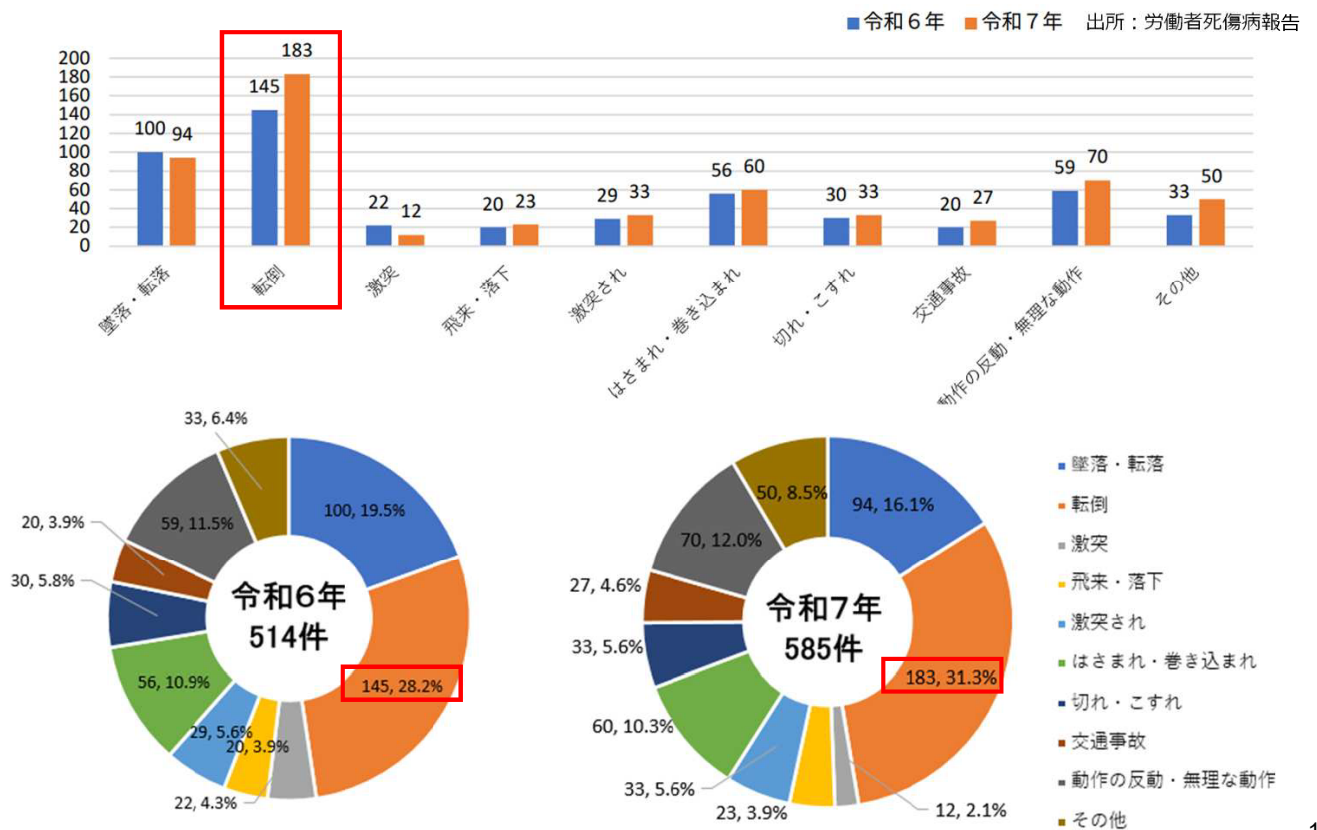
1. 鳥取県内の労働災害発生状況について

業種別 死傷者数の割合（鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く）



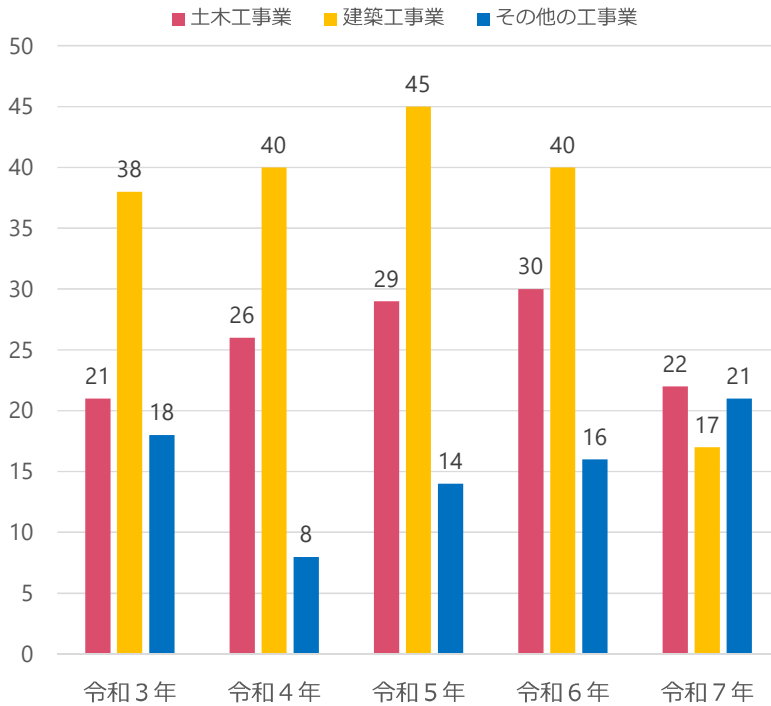
1. 鳥取県内の労働災害発生状況について

事故の型別 死傷者数の割合（鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く）

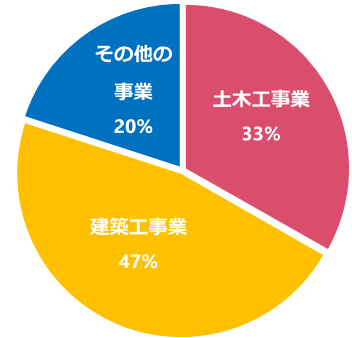


1.鳥取県内の労働災害発生状況について

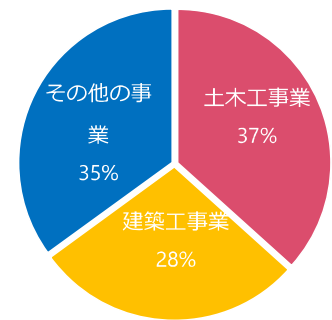
建設業における過去5年間の業態別災害発生状況



建設業における過去5年間の業種別災害発生割合

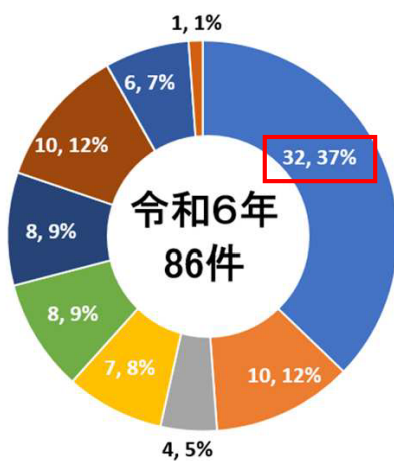
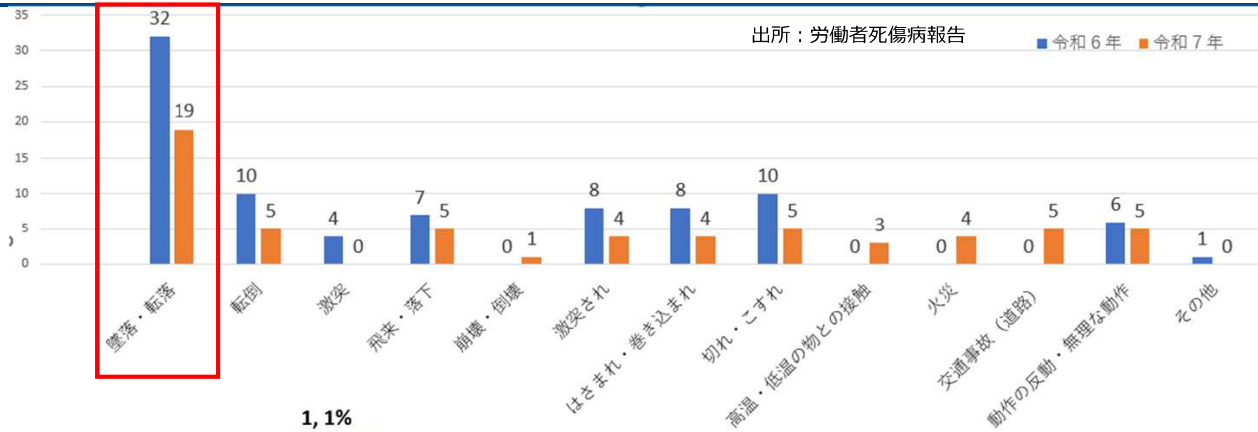


建設業における令和7年の業種別災害発生割合



1.鳥取県内の労働災害発生状況について

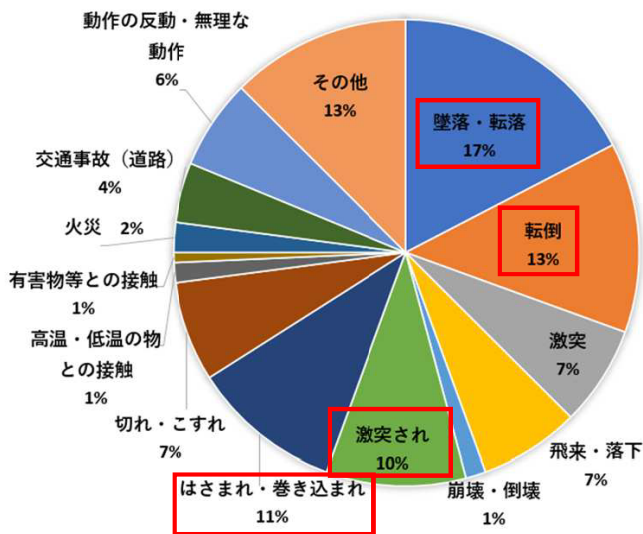
建設業 事故の型別 死傷者数の割合（鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く）



- 墜落・転落
- 転倒
- 激突
- 飛来・落下
- 崩壊・倒壊
- 激突され
- はさまれ・巻き込まれ
- 切れ・こすれ
- 踏み抜き
- おぼれ
- 高温・低温の物との接触
- 有害物等との接触
- 感電
- 爆発
- 破裂
- 火災
- 交通事故（道路）
- 交通事故（その他）
- 動作の反動・無理な動作
- その他
- 分類不能

1.鳥取県内の労働災害発生状況について

土木工事業の労働災害における主要な事故の型とその起因物の内訳（直近5年間）



事故の型	主な起因物（抜粋）
墜落・転落	足場（24.0%）、トラック（20.0%）、建築物、構築物（16.0%）、はしご等（12.0%）、地山・岩石（8.0%）
はさまれ・巻き込まれ	掘削用機械（26.7%）、トラック（13.3%）、荷姿の物（13.3%）、整地・運搬・積込み用機械（6.7%）、高所作業車（6.7%）、移動式クレーン（6.7%）
転倒	通路（26.3%）、その他の環境等（26.3%）、その他の乗り物（10.5%）
激突され	掘削用機械（21.4%）、移動式クレーン（21.4%）、玉掛用具（14.3%）、立木等（14.3%）
飛来・落下	手工具（20.0%）
激突	立木等（18.2%）
切れ・こすれ	チェーンソー（20.0%）、その他の一般動力機械（20.0%）、丸のこ盤（10.0%）
交通事故	乗用車、バス、バイク（100.0%）

1.鳥取県内の労働災害発生状況について

過去5年間における死亡災害事例（建設業）

番号	事故の型 / 起因物	災害の概要
1	墜落・転落 / 設備、建築物、構築物等	3階屋上で防水工事作業中、約9.5メートルの高さから地上に墜落した。
2	墜落・転落 / 移動式クレーン	移動式クレーンで吊り上げた搭乗設備にて伐木作業を行っていたところ、当該搭乗設備から約6メートル下の水路についらくした。
3	墜落・転落 / 屋根・はり・もや・けた・合掌	倉庫の屋根の補修作業中、スレート屋根を踏み抜き、約6.5メートル下の床面に墜落した。
4	転倒/通路	駐車場で体調不良により横になって休んでいた被災者が、立ち上がった際バランスを崩して転倒、アスファルト地面に後頭部を打ち付けたも
5	はさまれ・巻き込まれ / 整地・運搬・積込み用機械	現場写真を撮影中、後退してきたドラグ・ショベルに轢かれた。
6	はさまれ・巻き込まれ / トラック	工事現場内でコンクリートミキサー車が後退していたところ、作業員が轢かれた。
7	火災 / 引火物	重油輸送用配管を切断し、切断面にステンレス製のふたをアーク溶接で溶接していたところ出火し、やけどを負ったもの
8	交通事故 / その他の建設機械	建設現場からコンクリートポンプ車で帰社中、橋梁のガードレールに接触して破損した後、橋梁下の川に墜落した。
9	その他 / その他の環境	建築物の解体現場にて散水作業中、突然出現した蜂に刺され、後日、症状が悪化し死亡したものの。

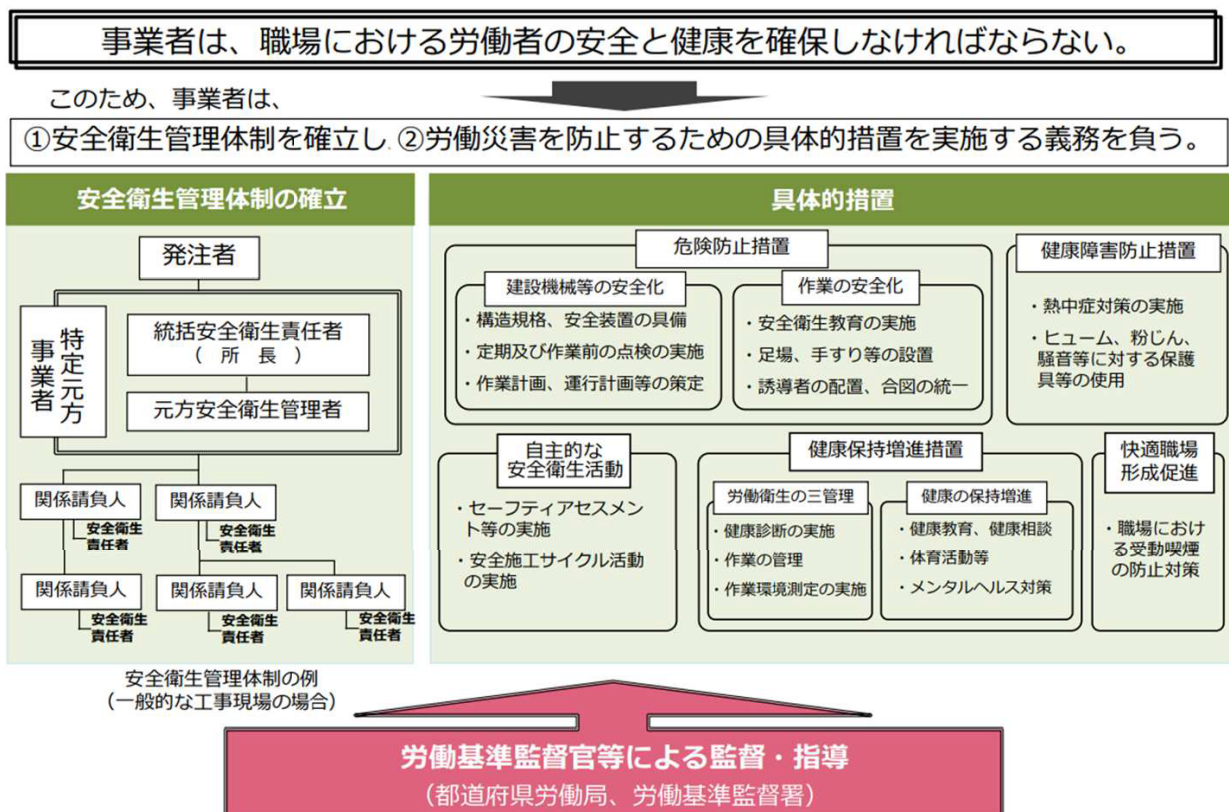
2

2.労働安全衛生法の改正について

・ 個人事業者等の安全衛生対策の推進

2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働安全衛生法の概要



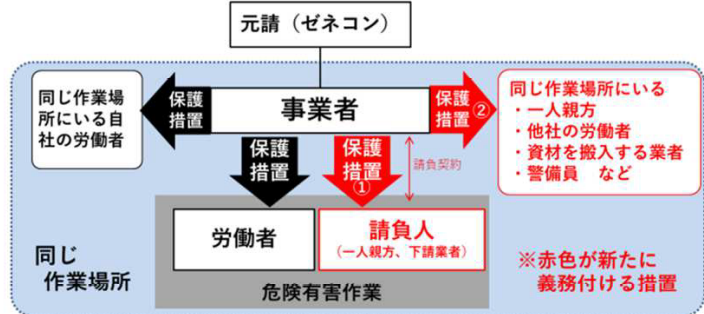
2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた関係省令の改正

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正（令和5年4月施行）。

事業者が実施すべき事項（罰則付き）

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。



- ①危険有害な作業の一部を請け負わせる場合の主な措置
- ・作業時に設備を稼働させる等について配慮する義務
 - ・保護具の使用が必要である旨を周知する義務
 - ・作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
 - ・身体の汚染除去が必要である旨を周知する義務

- ②同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する主な措置（※）
- ・危険箇所への立ち入りを禁止する義務
 - ・特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務
 - ・危険性等を掲示して知らせる義務
 - ・事故発生時、退避させる義務

※ 今回の安衛法改正により、個人事業者等が「立入禁止」等を遵守する義務も労働者と同様に罰則付きの義務となる

- ・ 上記以外に個人事業者等の安全衛生対策として必要な事項について、令和4年5月に「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を設置し、検討
- ・ 令和5年10月27日に報告書を公表（その後、安全衛生分科会で検討の上、令和7年1月17日付けで建議）

17

2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた個人事業者等に対する安全衛生対策の全体像

		個人事業者等の危険有害業務		個人事業者等の危険有害業務以外の業務
		有害業務に伴う健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
措置の主体	事業者 ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	<p>最高裁判決を受け、速やかに関係省令を改正</p> <p>【対応状況】 令和4年4月15日公布 令和5年4月1日施行</p>	<p>観点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）</p> <p>⇒ 検討会での議論を踏まえ、法第20条等に基づく関係省令を改正</p> <p>【対応状況】 令和6年4月30日公布 令和7年4月1日施行</p>	<p>観点2 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）</p> <p>⇒ 検討会での議論を踏まえ、個人事業者自身や注文者等の実施事項をガイドライン等により推奨</p> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年5月28日付けで「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定 ・ Q&Aも併せてHP掲載
	注文者等 ※ 注文者や注文者以外の機械リース業者等が発生させるリスクへの対応	<p>観点3 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（注文者等、個人事業者自身による対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 <p>⇒ 検討会での議論を踏まえ、今回の労働安全衛生法改正にて対応</p> <p>【対応状況】 令和7年5月14日公布、公布日以降順次施行</p>		
	個人事業者等			

18

2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書の概要

< 対策の観点 >

< 対策の方向性 >

観点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

- 危険有害な作業（機械等を使用する作業等）の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者に求めることを検討

- 安衛法22条以外の危険防止措置関係規定について、事業者による「事故時等の退避」と「危険箇所等への立入禁止等」の措置対象に個人事業者等も追加（省令改正）
- 上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正

観点2 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

- 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等
- 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方等

- 個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設
- 個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等（ガイドライン・通達）
- 個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による期日設定などに関する配慮等（ガイドライン・通達）

観点3 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等

- 注文者（発注者）による措置
 - ・ 個人事業者等への注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化
 - ・ 個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置
 - ・ リース機械等を貸与する者に対する災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大
- 個人事業者等による措置
 - ・ 規格等を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 危険有害作業における安全衛生教育の受講の義務付け等
- 個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設 等

※ 共通事項として「個人事業者等」の支援策も検討

19

2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

個人事業者等の安全衛生対策の基本的な考え方

建設アスベスト訴訟の最高裁判決

- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

最高裁判決を踏まえた対策の基本的な考え方

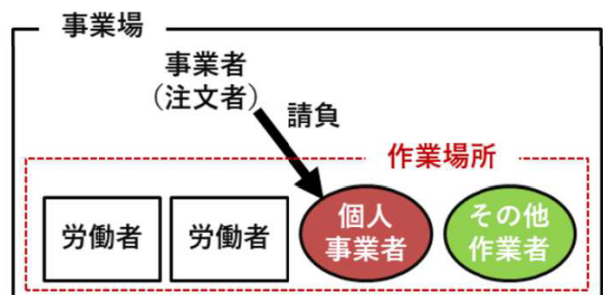
- 既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で就業する労働者以外の者（個人事業者等）をも取り込み、労働災害のみならず、個人事業者等の業務上災害の防止を図るため、個人事業者等自身や事業者（注文者等）に必要な措置を義務付け。

- ①事業者（注文者等）は、自身が管理する場所においては、労働者に加え、当該場所で就業する労働者以外の者も含めた保護措置を実施する。

- ②個人事業者等は、労働者と同じ場所で就業する場合には、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就業する者に危害が生じないように、必要な事項を実施する。

※ 労働者と異なる場所で就業する場合も上記に準じた取組を個人事業者等に推奨

個人事業者や出入業者（その他の作業員）等が事業者（注文者等）の事業場内で作業する場合



20

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日） 21

2. 労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
- ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
 - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
- ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
 - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
 - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
- ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備
（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
（※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
（※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たったの課題となっている。

2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

注文者等による対策

1 注文者の責務の範囲の明確化 (R7.5)

- ・ 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第3条第3項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- ・ 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- ・ 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- ・ 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

2 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める (R8.4)

- ・ 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化

※ 「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。

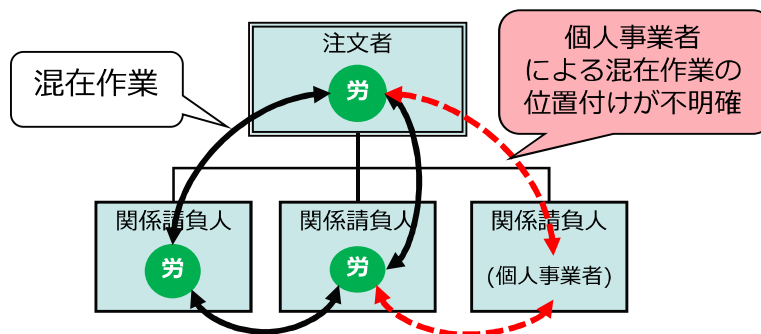
- ・ 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
- ・ 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限定事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

23

2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

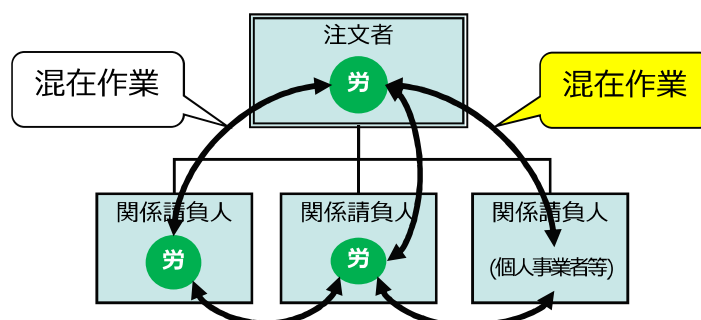
（参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

《見直し後》



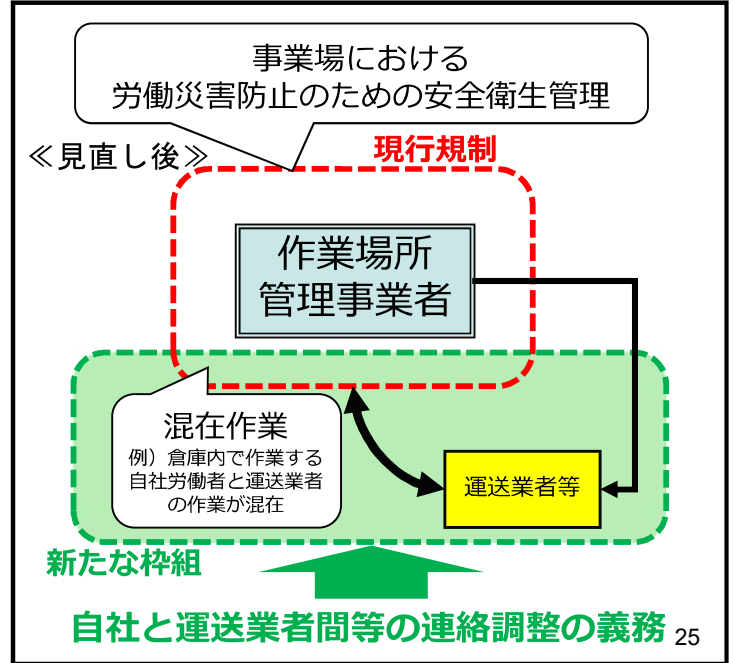
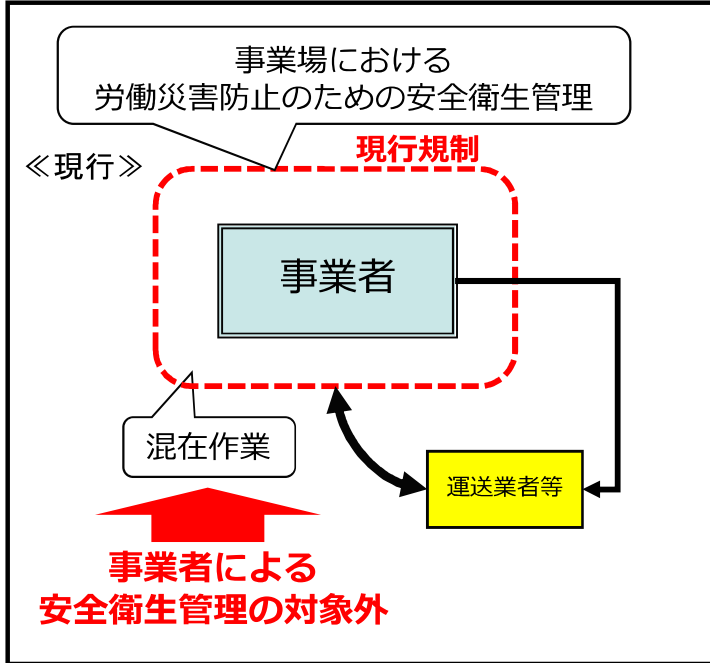
24

2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

注文者等による対策

3 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整 (R9.4)

- 3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを新たに創設

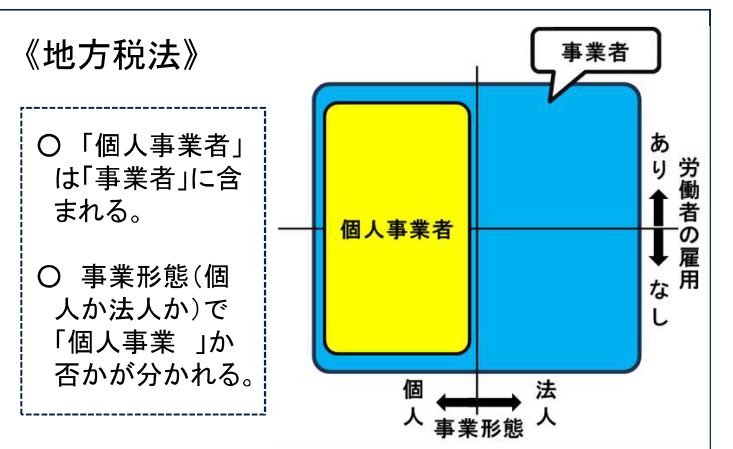
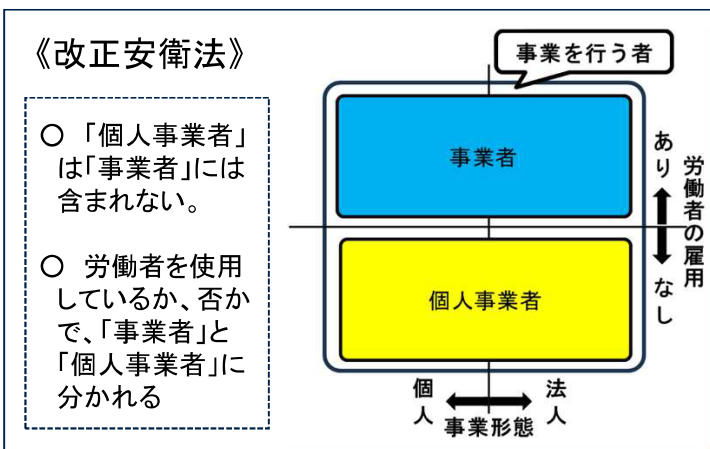


2.労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

個人事業者の定義など

今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える「個人事業者」は、個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、「個人事業者等」として、中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。



法令上の定義

《改正労働安全衛生法》

- 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条第3号）
- 個人事業者 事業を行う者で、労働者を使用しないもの（第31条の3）

《地方税法》

- 事業者 個人事業者及び法人（第72条の77）
- 個人事業者 事業を行う個人（第72条の77）

個人事業者等自身による措置

1 機械等の安全の確保（R9.4施行）

- ・ 機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に以下の措置を義務化
 - ① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施

2 危険有害業務に関する安全衛生教育（R9.4施行）

- ・ 事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化
 - ※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

災害報告制度等①（R9.1） ○個人事業者等の業務上の災害の把握等

1 報告対象・報告時期

休業4日以上之死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

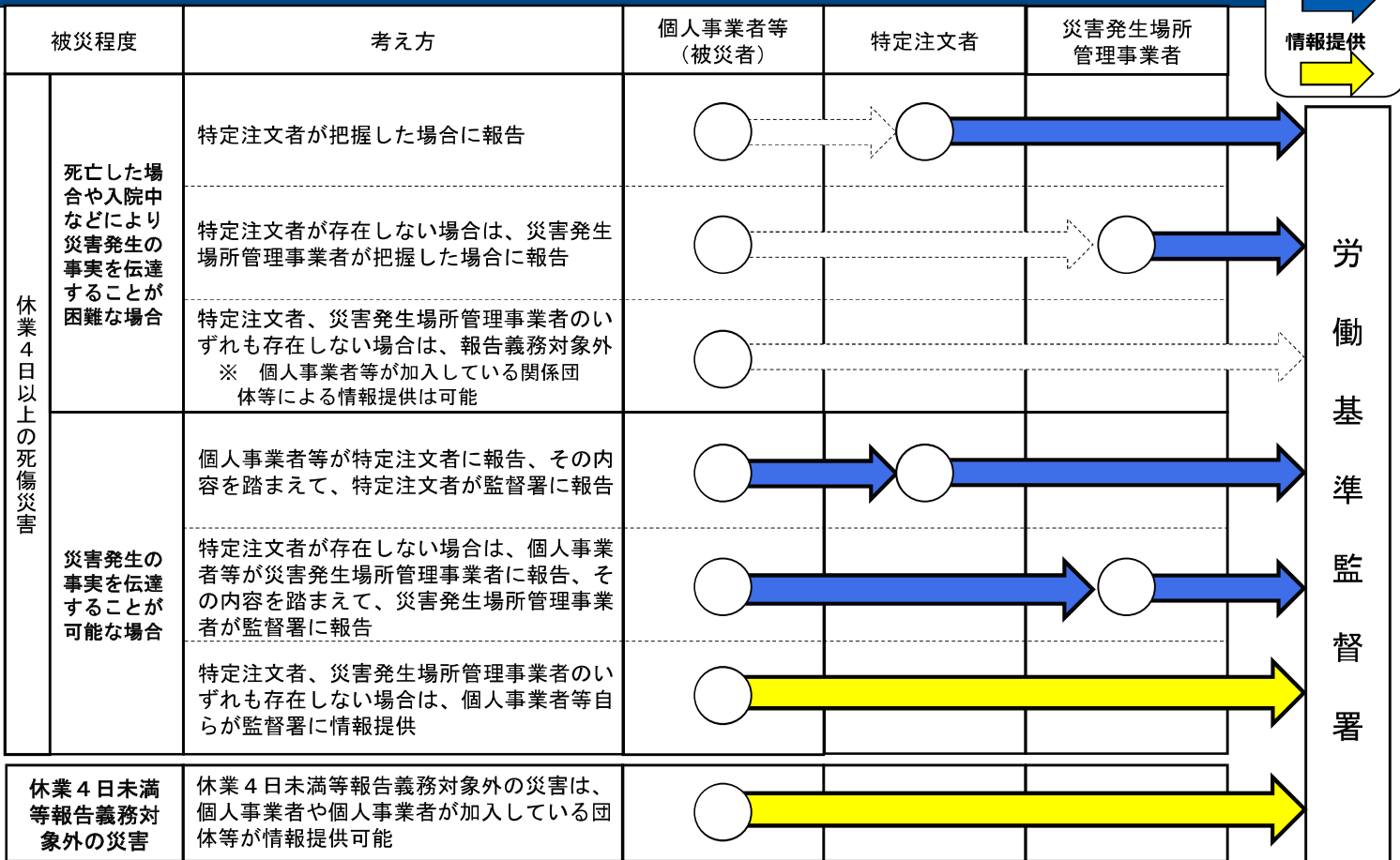
- ・ 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
 - ※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- ・ 個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- ・ 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
 - ※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

- ・ 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

- ・ 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- ・ 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）



※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

2. 労働安全衛生法の改正について 個人事業者等の安全衛生対策の推進

1 労働基準監督署等への申告

- 個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、労働者の場合と同様（※）、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるように求める制度を創設

（※）労働安全衛生関係法令上の個人事業者等に対する保護・規制の範囲は、労働者の場合とは異なるため、申告対象の範囲も異なる

2 申告を理由とした不利益取扱いの禁止

- 個人事業者等の契約相手方は、個人事業者等が申告をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

申告の権利の確保と不利益取扱いの禁止

- 作業従事者は事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基



2. 労働安全衛生法の改正について

・ 高齢労働者の労働災害防止の推進

31

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

32

高年齢者の労働災害防止の推進

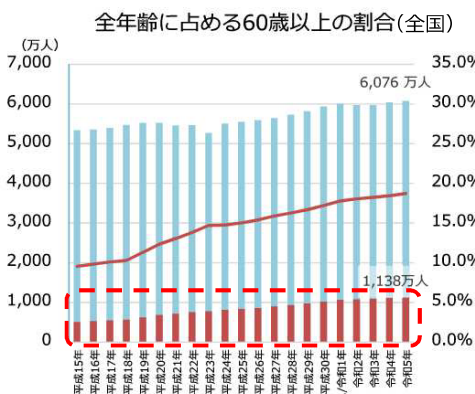
高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定められ、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

(※) 「高年齢者の労働災害防止のための指針」において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応、安全衛生教育などのに取り組むことが必要です。

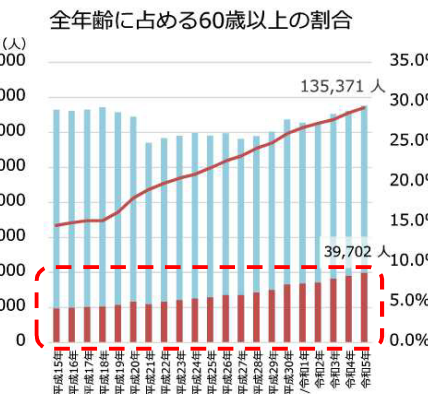
高年齢者の労働災害発生状況

雇用者（推移）



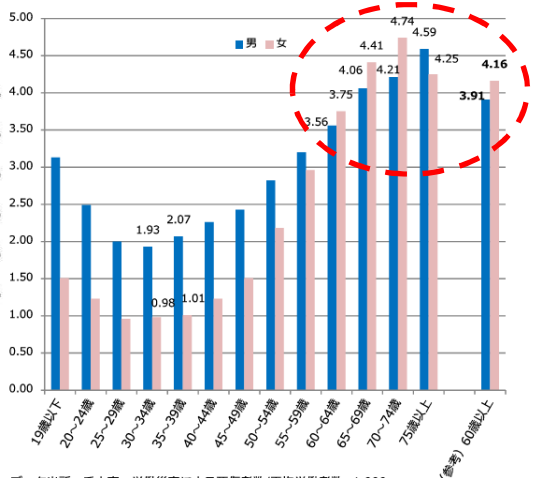
データ出所：労働力調査(総務省)(全国統計)
 雇用者全体に占める60歳以上の割合は18.7%

労働災害による死傷者数



データ出所：労働者死傷病報告(全国統計)
 労働災害に死傷者に占める60歳以上の高齢者の割合は29.3%

年齢別・男女別 千人率（令和5年）



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
 ；死傷者数…労働者死傷病報告(令和5年)(全国統計)
 ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 ；労働者数…労働力調査(年次・2023年・基本集計第1-2表 役員を除く雇用者)
 男女ともに高年齢層で災害発生率が高く、特に、65～74歳で顕著に発生

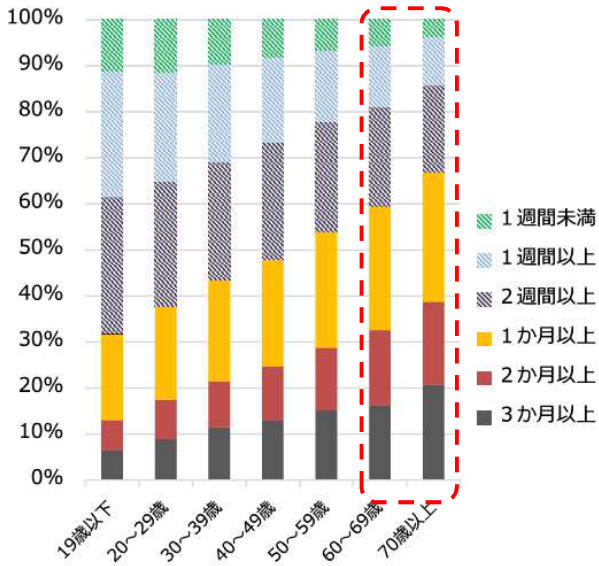
特徴

- 働く高年齢者の増加←60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加。
- 労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は29.3%（令和5年）で増加傾向。
- 労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

2. 労働安全衛生法の改正について 高齢労働者の労働災害防止の推進

高齢者の労働災害発生状況

年齢別の休業見込み期間の長さ（令和5年）



データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）(全国統計)
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 ※死亡災害は、休業3か月以上に算入

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている

特徴（続き）

○高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすい。



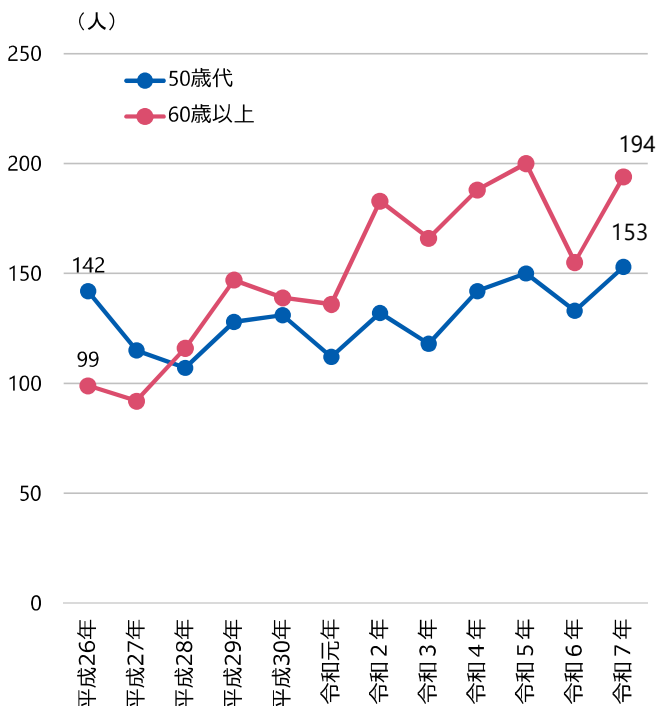
高齢者はもとより、体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要。人手不足を招くおそれも。**

2. 労働安全衛生法の改正について 高齢労働者の労働災害防止の推進

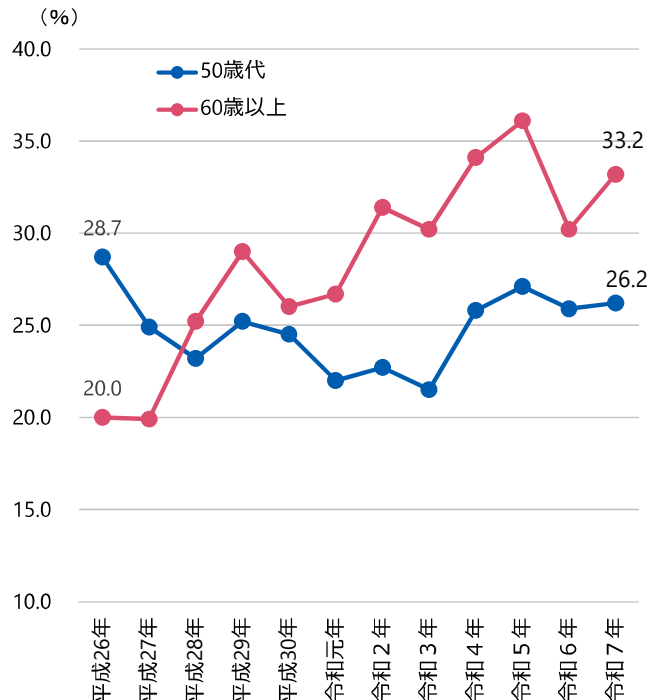
「50歳代」、「60歳以上」の死傷者数等の推移

（鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く）

50歳代、60歳以上の死傷者数の推移



50歳代、60歳以上の死傷者数割合の推移



出所：労働者死傷病報告

2.労働安全衛生法の改正について 高齢労働者の労働災害防止の推進

高齢者の労働災害防止のための指針 概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
 - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
 - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
 - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
 - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
 - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
 - ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
 - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
 - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
 - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

2.労働安全衛生法の改正について 高齢労働者の労働災害防止の推進

高齢者の労働災害防止のための指針

リーフレット「高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました」

事業者の皆さまへ **エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です**

高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。

社会的高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください→

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

指針を示し、対策の実施体制を明確化し、調査審議するなど労使で話し合うこと。

基本的体制

- 担当者・組織の指定
- 対応の検討

の実施

- リスクについて、災害事例等からリスクを踏まえ以下の2～5を参考に優先順位を把握し、取組を進めること。
- 職場のあんぜんサイト事例を参考にすること

身体機能の低下を補う設備・装置の導入

の導入事例

- 暑熱環境での作業
- 空調機の導入

十分な時間が必要で、高齢者が教育訓練を行います。

教育を行います。

重要な事項を教育します。

講ずる事項とそれぞれの災害を

の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずる等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを必要です。

用として衛生安全を高めることが

中小企業安全衛生サポート事業

SAFEワード

エイジフレンドリー補助金

改善や専門家による指導など

を審査の上、効果が期待

労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

る中小企業事業者の範囲

業種	期待使用する労働者数※1	資本金又は出資総額※2
製造業	50人以下	5,000万円以下
卸売業・小売業	100人以下	5,000万円以下
建設業	100人以下	1億円以下
金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1の条件を満たせば中小企業事業者となります。省数のみで判断することとなります。

サテライト会社が補助事業の実施事業者（補助事を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払）

県労働局・労働基準監督署

R8.1



2. 労働安全衛生法の改正について 高齢労働者の労働災害防止の推進

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内 ※ご参考

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金コース

1. 専門家総合対策コース 2. 熱中症対策コース 3. コラボヘルスコース

	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用	(1)	100万円 (1)と(2) の合計金額 (消費税を除く)
	(2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	4/5 (2) 1/2	
	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	
2	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30万円 (消費税を除く)

中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
建設業	300人以下	3億円以下

常時使用する労働者数又は資本金等のいずれかを一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

補助金申請受付期間

令和8年5月20日～令和8年10月31日

※1. 専門家総合対策コースの(1)は受付期間は令和8年5月20日～令和8年8月31日です。

予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けも申請受付を終了することがあります。

申請対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること。

- ① 1年以上事業を実施していること。
- ② 役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること。

申請問合せ先

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

「エイジフレンドリー補助金事務セター」

URL : <https://www.jashcon-age.or.jp/>

電話 申請担当 03-6381-7507

39

2. 労働安全衛生法の改正について 高齢労働者の労働災害防止の推進

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

Ⅱ 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置(機器等の導入・工事の施工等)の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

(温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます)

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
(熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等)

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー
(アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで)

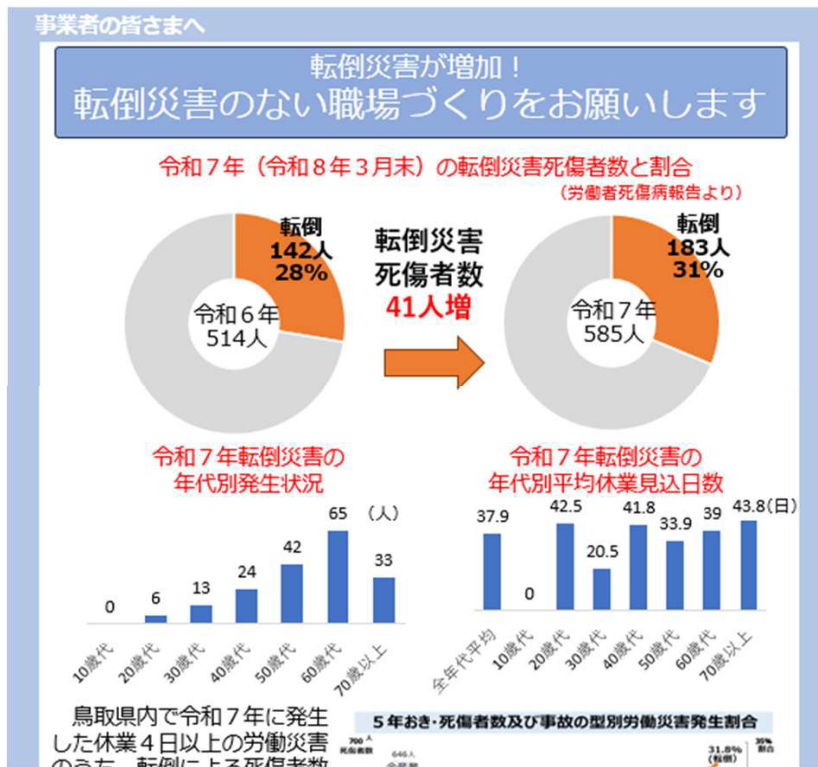
※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入

(使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る)



転倒災害の防止



転倒災害防止周知用

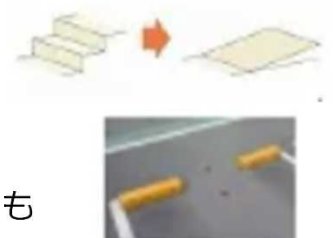
リーフレット「転倒災害のない職場づくりをお願いします」



41

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
走らせない、急がせない仕組みづくり
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒
敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消、段差の注意喚起「見える化」
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
適切な通路の設定
敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



42

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒
従業員用通路の除雪・融雪
凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する。
- 水場（浴室等）で滑って転倒
防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す。
滑りにくい履き物を使用させる。
隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒
水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放）
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒
雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う。



【参考】 転倒予防・腰痛予防の取組（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



43

2. 労働安全衛生法の改正について

- ・ 機械等による労働災害防止の促進等

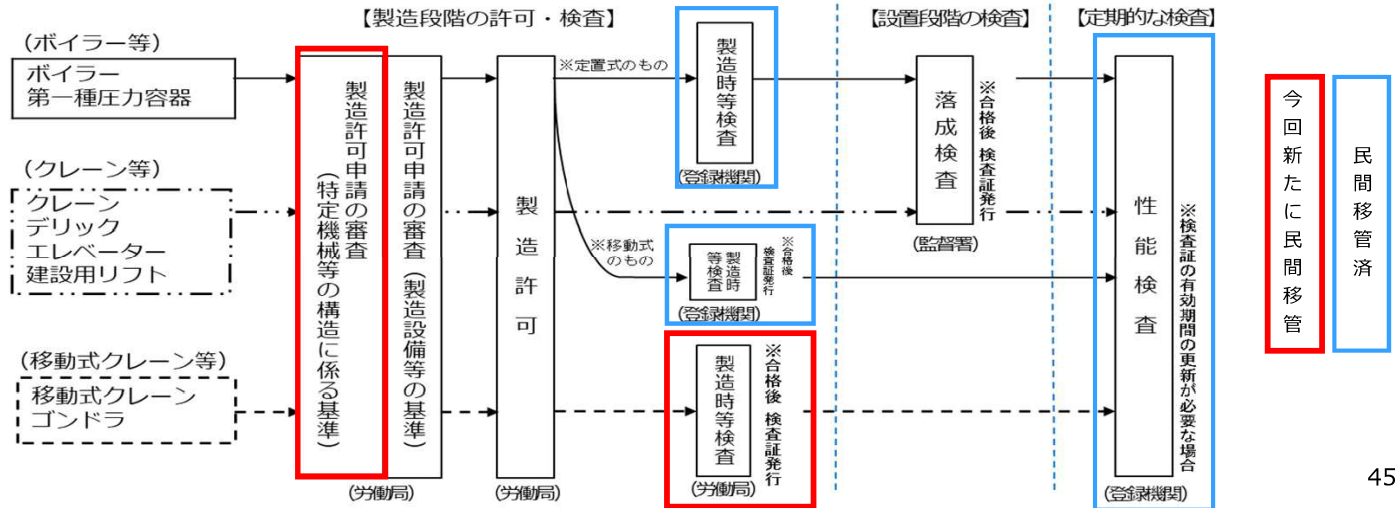
2.労働安全衛生法の改正について 機械等による労働災害防止の促進等

背景

- 危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。
- 新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。
- また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

改正内容

- 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。
- 製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。
- 民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。
- 民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。



45

2.労働安全衛生法の改正について 機械等による労働災害防止の促進等

検査業者、登録教習機関の不正防止強化等

検査業者の不正防止強化

- 特定自主検査※を実施する検査業者には、資格者による検査実施が義務付けられている一方、**検査内容は指針で示すにとどまっている**ため、**指針に定められた検査項目を行わない事例**が散見され、これにより機械が破損する事例も発生している。

※ フォークリフト等の一定の機械を使用する事業者が、1年に1回等定期に、事業場内の資格者又は検査業者に実施させる義務がある検査

このため、現行制度では指針に留まっている特定自主検査の検査内容について、**基準を設け**、検査業者には**これに従って検査を行うことを義務付け**るとともに、**基準に従わずに検査を行った場合には厚生労働大臣が改善命令等**を行えるようにする。

登録教習機関の不正防止強化

- フォークリフトの運転業務等の一定の業務に従事するために必要な技能講習について、講習を実施する登録教習機関が**技能講習を全く、あるいは一部しか行わなかったにもかかわらず、大量の技能講習修了証を不正に交付**し、当該修了証の**回収に係る行政指導に誠実に応じなかった事案**が発生している。

このため、不正に技能講習修了証を交付した者に対し、**都道府県労働局長が当該登録教習機関に対して当該修了証の回収を命じることができるよう**にするとともに、**回収命令に従わない場合には登録取消等**ができるようにする。回収命令に従わない者について、**登録取消を行う場合には、10年を超えない範囲内で欠格期間を延長**できるようにする。

技術の進歩等を踏まえた型式検定対象機械等及び技能講習対象業務の追加等の迅速化

- **型式検定対象機械等の種類**について、技術の進歩踏まえて、より**迅速かつ適切に追加等**ができるよう、安全装置又は保護具であって、**規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあるもの**として政令で定めるものを追加する。
- **技能講習の種類**について、技術の進歩を踏まえて、より**迅速かつ適切に追加等**ができるよう、車両系機械運転技能講習を一元化した上で、**車両系建設機械**その他政令で定める機械の運転を追加する。

46

2.労働安全衛生法の改正について 機械等による労働災害防止の促進等

検査業者、登録教習機関の不正防止強化等

改正前

特定自主検査の方法

改正後（太字部分）

○特定自主検査を含む定期自主検査の適切・有効な実施に必要な厚労大臣指針を公表。
○厚労大臣は、事業者、検査業者、団体に指針に基づく指導等を行うことができる。

●特定自主検査は、**厚労大臣の定める基準（特自検基準）**に従って行わなければならない。
(法第45条第4項)

従前の定期自主検査指針に基づき策定検査業者以外に**事業場内検査者も対象**

検査業者の実施義務

○検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うとき、省令に基づく資格を有する者に実施させなければならない。

○検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うとき、省令に基づく資格を有する者に実施させなければならない。

●検査業者は、**特自検基準**に従って特定自主検査を行わなければならない。
(法第54条の4第2項)

検査業者への行政処分

○厚労大臣又は労働局長は、検査業者が登録基準に適合しなくなった、又は資格者以外に特定自主検査を行わせたとき等に、業務停止命令又は登録取消ができる。

●厚労大臣又は労働局長は、**検査業者が資格者以外に特定自主検査を行わせた、又は特自検基準に違反したとき、改善に必要な措置をとるよう命令**ができる。(法第54条の6)

○厚労大臣又は労働局長は、検査業者が登録基準に適合しなくなった、資格者以外に特定自主検査を行わせた、**特自検基準に違反したときや、改善命令に違反したとき**等に、業務停止命令又は登録取消ができる。(法第54条の7第2項第2・3号)

このほか、事業場内の特定自主検査について資格を持つ事業者自身が実施できること、個人事業者が混在作業現場で使用する特自検対象機械も検査義務の対象に加えることなどが改正。各改正項目は令和8年1月施行（個人事業者関係は令和9年4月施行）。

47

ご参考 労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（平成7年法律33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。【精査中】

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

48

施行スケジュール（予定）

改正項目	5月14日法律公布	2025年（R7）年度 4月	2026（R8）年度 4月	2027（R9）年度 4月	2028（R10）年度	...	2030（R12）年度 4月
1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	注文者等が講ずべき措置		令和8年4月施行				
	業務上災害の報告制度			令和9年1月施行			
	個人事業者等自身が講ずべき措置、業種を問わない混在作業での措置			令和9年4月施行			
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進	ストレスチェックの実施事業場拡大				公布の日から3年を超えない範囲において政令で定める日施行		
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進	代替化学名通知		令和8年4月施行				公布の日から5年を超えない範囲において政令で定める日施行
	個人ばく露測定			令和8年10月施行			
	SDS強化						
4. 機械等による労働災害の防止の促進等	登録機関・検査業者の不正対処・欠格要件強化		令和8年1月施行				
	設計審査及び製造時等検査の一部の民間移管						
5. 高齢者の労働災害防止の推進	高齢者の労働災害防止対策	6月11日法律公布	令和8年4月施行				
6. 治療と仕事の両立支援の推進	職場における治療と仕事の両立支援						49

ご参考 労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

リーフレット「労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて」

事業者・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に先行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働ける職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1)注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3)業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みは今後、関連する法令等により示すこととされています。

(4)個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ職場において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5)作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業員の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

```

    graph TD
      A[高ストレス者] --> B[医師の面接指導]
      A --> C[業務分析]
      C --> D[職場環境改善]
      B --> E[メンタルヘルス不調の未然防止]
      D --> E
  
```

努力義務

3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の搬運・提供における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシート)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例

```

    graph LR
      A[製造メーカー] --> B[輸入業者]
      B --> C[卸売業者]
      C --> D[化学物質使用事業者]
      A --> D
      B --> D
      C --> D
  
```

①〜②の準備を済ませた段階及び有害性情報の提供(リスクアセスメント)の準備
 ③の発生に基づき必要に応じて職場環境改善
 ④は、SDS(安全データシート)でも実施



リーフレット「労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて」

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合には、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学品名：当該成分の化学名(若しくは成分の構造または組成要素を表す文字の一部を省略し置き換えた化学名などを指しますが、詳細な代替化学品名等の表示方法などについては別の指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人種に及ぼす有害、誘発性懸念等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保 R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検査・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととなりました。

(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高齢労働者の労働災害防止の推進 R8.4.1施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて
「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進 R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正労働法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/koyou_roudou/roudoukiium/anzen/ai:ehou/index_0001.html

安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/koyou_roudou/roudoukiium/anzen/index.html

厚生労働省 R7.6作成

3. 足場からの墜落・転落防止対策について

3.足場からの墜落・転落防止対策について

足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則が改正され、足場からの墜落防止措置が強化されました。

下記の②、③は令和5年10月1日から、下記①は令和6年4月1日から施行されています。

改正のあらまし

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

53

3.足場からの墜落・転落防止対策について

労働安全衛生規則第561条の2（新設） 令和6年4月1日から施行。

① 一側足場の使用範囲が明確化されました

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

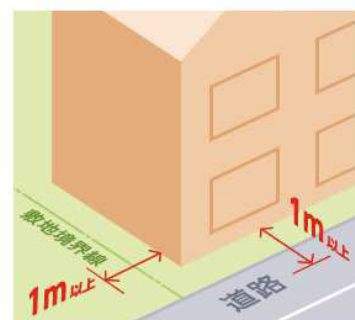
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



54

3.足場からの墜落・転落防止対策について

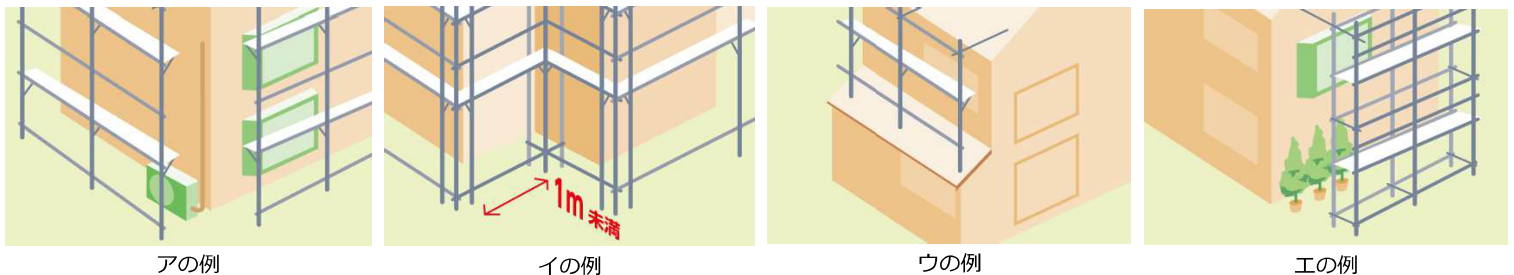
(1)一側足場の使用範囲を明確化 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

- ア 足場を設ける箇所全部又は**一部に撤去が困難な障害物**があり、建地を2本設置することが困難なとき
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに**隅角部を設ける必要**があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



アの例

イの例

ウの例

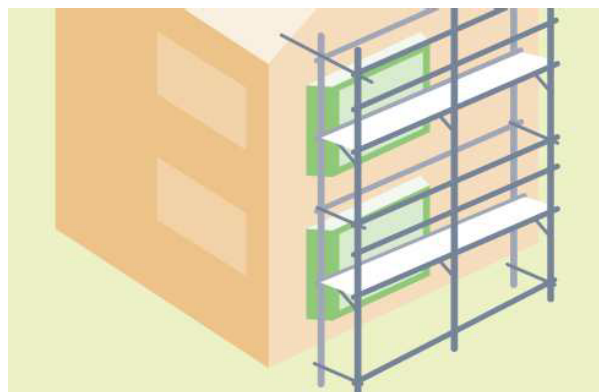
エの例

55

3.足場からの墜落・転落防止対策について

(1)一側足場の使用範囲を明確化 その他

- 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。



注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

56

3.足場からの墜落・転落防止対策について

労働安全衛生規則第567条、第568条、第655条 令和5年10月1日から施行

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になりました

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になりました

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

57

3.足場からの墜落・転落防止対策について

足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則の改正を受け、令和5年3月14日付けで「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」も改正されています。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

趣旨 改正後の労働安全衛生規則における墜落防止措置と併せて実施すべき対策を、足場に関係する各作業段階に応じてまとめることで、足場からの墜落・転落災害の一層の防止に資することを目的とする。

概要 建築物や構築物等の設計段階、足場の設計・計画段階、足場の組立段階、足場の使用段階の各段階における留意事項と、足場の組立等実際の作業における墜落防止措置について記載したものの、足場等の種類別点検チェックリストも掲載されている。

厚生労働省ホームページ

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40039.html



(資料)

足場等の種類別点検チェックリスト—() 足場用—(注1)

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	是日付(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び損傷した状態				
2 建地、布、鋼木等の損傷部、接続部及び取付部の破損の状態				
3 鋼材及び繋結金具の腐食及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備の取外し及び取除の有無(注11)				
5 鋼木等(物体)の落下防止設備の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 柵から、控え、壁つなぎ等補助材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び鋼木の損傷の有無				
9 突りようどつり索との取付部の状態及びつり索の止めの機能				

58

3.足場からの墜落・転落防止対策について

はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック!!

(作業前点検リスト)
年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※取説はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」
(リーフレット)も確認してください。⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう!

作業前 10 のチェック!!

(作業前点検リスト)
年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うための必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です!

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」
(リーフレット)も確認してください。⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R3.3)

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うための必要な面積を有する

リーフレットのダウンロードはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/001101323.pdf>



59

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について

「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について」に付随する「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項を抜粋(通達本文は下記URLを参照)。

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

- 1 労働者の安全確保のための対策
 - (1) 墜落・転落防止対策
 - A 足場等からの墜落・転落防止対策
 - I はしご・脚立からの墜落・転落防止対策
 - ウ 墜落制止用器具の適切な使用
 - (2) 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
 - (3) 高年齢者の労働災害防止対策
 - (4) 外国人労働者の労働災害防止対策
 - (5) 一人親方等の安全衛生対策
 - (6) 建設現場におけるデジタル技術の活用推進による安全衛生管理の向上
 - (7) 転倒災害防止対策
 - (8) 交通労働災害防止対策
 - (9) 建設機械等による労働災害防止対策
 - (10) 建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止
 - (11) 荷役作業における労働災害防止対策
 - (12) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策
 - (13) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策
 - (14) 伐木等作業における労働災害防止対策
 - (15) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
 - (16) 安全衛生経費の確保等
 - (17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等
- 2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策
 - (1) メンタルヘルス対策
 - (2) 熱中症対策
 - (3) じん肺予防対策
 - (4) 騒音障害防止対策
 - (5) 化学物質による健康障害防止対策
 - (6) 石綿健康障害予防対策
- 3 その他の安全衛生に係る対策
 - (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
 - (2) 建設業における安全衛生教育の推進

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001682858.pdf>



60

6

4. 令和8年度全国安全週間について

61

4. 全国安全週間について

- ・ 期 間 **令和8年7月1日（水）～7月7日（火）**
- ・ 準備期間 **令和8年6月1日（月）～6月30日（火）**
- ・ スローガン **多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場**

「全国安全週間」は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、毎年7月第1週を本週間、6月を準備期間として昭和3年より実施しています。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、労使一丸となった取組を進めましょう

令和8年度全国安全週間 鳥取労働局周知用HP

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02786.html



令和8年度全国安全週間実施要綱

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001680341.pdf>



厚生労働省HP 令和8年度「全国安全週間」を7月に実施

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71713.html



62

4. 全国安全週間について

令和8年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

・本週間における実施事項（各事業者）

（1）安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立 ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進 ④ リスクアセスメントの実施 ⑤ その他の取組

（2）業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ③ 建設業における労働災害防止対策 ④ 製造業における労働災害防止対策
- ⑤ 林業の労働災害防止対策

（3）業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 ② 高年齢者に対する労働災害防止対策
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策 ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施 ⑥ 交通労働災害防止対策 ⑦ 熱中症予防対策
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策



63

令和8年度講習会「建設業法と安全管理」安全管理に関する留意点

鳥取労働局労働基準部健康安全課

ご清聴ありがとうございました。
皆様、ご安全に。